

令和4年2月25日

令和3年度第11回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年2月25日（金）

午後1時30分開会～午後4時00分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会古川事業所 3階会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

報 告 4 農地法第3条第1項の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 農地法第5条第1項の規定による許可書の返戻届について

議案第71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第72号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第74号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第76号 非農地証明願について

議案第77号 大崎市空き家に付属した農地の指定について

議案第78号 大崎市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に関する意見の決定について

4. 出席委員(26名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

8番 鈴 木 淳 也 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員

10番 横 山 藏 人 委員

11番 中 鉢 守 委員

12番 渋 谷 裕 子 委員

13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員

15番 下 山 信 行 委員

16番 只 埜 和 臣 委員

- | | |
|---------------|---------------|
| 17番 菅原 まり子 委員 | 18番 高橋 順子 委員 |
| 19番 中條 泰洋 委員 | 20番 菅原 清一 委員 |
| 21番 小野寺 正晃 委員 | 22番 鈴木 至 委員 |
| 23番 佐々木 渉 委員 | 24番 齋藤 浩義 委員 |
| 25番 熊谷 安正 委員 | 26番 佐々木 政直 委員 |

5. 欠席委員 (なし)

6. 遅刻委員 (なし)

7. 議案提案者

会長 佐々木 政直

8. 出席職員

事務局長	千葉 晃一	事務局次長	新堀 秀一
事務局長補佐	真田 賢一	主幹兼係長	松浦 嘉孝
主幹兼係長	北浦 邦之	主事	堀越 拓磨
事務所長	佐々木 賢	主幹兼係長	大沼 淳子
事務所長	門間 道浩		

9. 関係機関等 (大崎市産業経済部農林振興課)

課長補佐	三浦 伸一
主幹兼係長	鈴木 一寿

午後 1 時 30 分開会

事務局 (真田賢一事務局長補佐)

ただいまから令和3年度第11回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 (佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局 (真田賢一事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろし

くお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、本日の欠席通告者はございません。出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により令和3年度第11回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。13番高橋英理子委員、14番佐々木俊通委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔報告1～5の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告5の事項に対して、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。本日は議案第78号大崎市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に関する意見の決定についての審議のため、大崎市農林振興課の三浦伸一課長補佐、鈴木一寿主幹兼係長が出席されておりますので、議案第78号を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第78号1か件について審議いたします。担当者より説明を求めます。

農林振興課（鈴木一寿主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第78号1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、了と決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第78号大崎市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に関する意見について1か件を了と決定し、市に対し回答いたします。三浦課長補佐、鈴木主幹兼係長はここで退席されます。ご苦勞様でございました。

議長（佐々木政直会長）

議案第71号農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。番号226番から255番までの30か件のうち、番号249番、251番については議案第73号番号207番、208番とそれぞれ関連する案件であることから、議案第73号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第71号番号226番から255番までの30か件のうち、番号249番、251番の2か件を除く28か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第71号番号226番から255番までの30か件のうち、番号249番、251番の2か件を除いた28か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第71号番号226番から255番までの30か件のうち、番号249番、251番の2か件を除いた28か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第71号番号226番から255番までの30か件のうち、番号249番、251番を除いた28か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第72号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号18番1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日2月24日木曜日、10番委員、11番委員、12番委員、13番委員、14番委員、15番委員の6名と事務局2名で現地調査していただきましたので、報告いたします。番号18番を15番委員、報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号18番を報告します。転用目的は貸し資材置場、通路の設置です。申請地周辺の状況は、農地と宅地に囲まれた一角で東側に道路を挟んで田、西側に宅地、南側に道路を挟んで堤防、北側に宅地となります。申請地の管理状況は、雑草などはなく良好な状態でした。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は特にないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第72号番号18番1件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第72号番号18番1件を意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第73号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号199番から215番までの17か件のうち、番号203番が議案第74号、番号59番と関連する案件であることから、この1件を議案第74号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第73号番号199番から215番までの17か件のうち、番号203番の1件を除いた16件と議案第71号番号249番、251番の2件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査を報告いたします。番号199番，200番，201番，202番を14番委員，報告をお願いいたします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号199番，200番について報告します。転用目的は宅地分譲2区画になります。申請地周辺の状況は，宅地と農地に囲まれた場所で，北側が畑，残り三方は宅地になります。申請地の管理状況は，パイプハウスと，地表に雪がありましたが，管理された畑がありました。申請地の農地区分ですが，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については，雨水排水は南側U字溝へ流し，土砂流出対策は北側の畑との境界にブロックと擁壁を設置するというところで問題ないと見てまいりました。

続いて，番号201番を報告します。転用目的は倉庫，大型自動車駐車場，荷下ろし積み込み場の設置です。申請地周辺の状況は，宅地と道路に囲まれた場所で，南側が道路を挟んで田んぼ，そのほか三方は宅地になります。申請地の管理状況は，地表に雪がありましたが，除草管理されておりました。申請地の農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については，雨水排水対策は西側と南側のU字溝へ流し，土砂の流出対策はアスファルト敷きにするということで，問題ないと見てまいりました。

次に番号202番です。転用目的は宅地分譲8区画，位置指定道路の設置です。申請地周辺の状況は，畑と宅地に囲まれた所で，東側に畑，南側に田んぼ，西側は宅地，北側は田んぼとなります。申請地の管理状況は，水稻の作付け跡がありました。申請地の農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地

で、原則許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については、雨水排水対策は南側のU字溝へ流し、南側の田んぼの境界はコンクリート道路、また東側の畑の境界はL型擁壁で処理するということで問題ないと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号204番と205番を10番委員，報告をお願いいたします。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号204番について報告します。転用目的は事務所，倉庫，車両展示場，駐車場の設置です。申請地周辺の状況は，西側は宅地，北側と南側は道路を挟んで田んぼ，東側は宅地です。申請地の管理状況は，既にアスファルト舗装されており，事務所や倉庫等の建築物が設置されておりました。農地区分につきましては，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺農地への影響については，東側に法面処理を行うため，問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号205番について報告します。転用目的は居宅建築です。申請地周辺の状況は，西側が宅地，その他三方が田んぼです。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，おおむね300メートル以内に松山総合支所が存在する第3種農地で，原則許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は西側にある既存の側溝へ流し，また，生活排水は公共下水道で処理することであり，周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

19番（中條泰洋委員）

番号206番を11番委員，報告をお願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号206番を報告します。転用目的は大型貨物の車両・重機駐車場と資材置場，通路です。申請地周辺の状況は，原野に囲まれた谷状の中にある農地であり，東側が雑種地，南側は原野，西側が雑種地，北側に田がありました。申請地の管理状況は，太さ2，3センチメートルくらいの雑木が数本生えている休耕田です。申請地の農地区分ですが，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，許可できるものと見て

まいりました。申請地の周辺の農地への影響については、土砂の流出対策として法面処理をするので問題ないと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号207番を12番委員，報告をお願いいたします。

12番（渋谷裕子委員）

12番です。番号207番を報告します。転用目的は太陽光パネルの設置です。申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた一角で、東側が畑、西側が畑と宅地、南側が田、北側が畑です。申請地の管理状況は、除草管理されていました。申請地の農地区分は、農振農用地で原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号208番を11番委員，報告をお願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号208番を報告します。転用目的が営農型太陽光パネルの設置です。申請地周辺の状況は、山間地に位置する農地で、周囲は東側に田、南側に田、西側が畑、北側は畑です。申請地の管理状況は、多少の雑草が見られました。申請地の農地区分は、農振農用地で原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であって利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号209番を15番委員，報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号209番を報告します。転用目的は資材置場，作業道路です。申請地周辺の状況は、山林に囲まれた一角で、東側が宅地、西側が山林、南側が畑、北側が山林となります。申請地の管理状況でございますが、農作物等の作付や雑草等はありませんでしたが、土木工事などで使用される建築資材が置

かれておりまして、既に使用されている状態でございました。農地区分につきましては、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、特に問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号210番，211番を11番委員，報告をお願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号210番を報告します。転用目的は車庫の設置です。申請地周辺の状況は、東側が宅地，南側は畑，西側は宅地，北側は宅地となります。申請地の管理状況は、面積自体さほど大きくないのですが、既に車庫が建っております。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響としては、雨水排水対策が自然浸透とのことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

次に211番を報告します。目的が大型トラック駐車場及び旋回スペースなどの設置です。申請地周辺の状況は、新幹線の高架橋の脇で宅地と農地に囲まれたおり、東側が道路，南側が雑種地，西側が畑，北側は田になります。申請地の管理状況は、南側の農地は休耕田で多少の雑草が生えていましたが、東側の農地は田の作付跡がありました。申請地の農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地で、原則許可できるものと見てまいりました。申請地の周辺への影響については、雨水排水対策は自然浸透で処理し、土砂流出対策はL字溝を設置するため、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号212番から214番までを15番委員，報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号212番を報告します。転用目的は宅地分譲，位置指定道路の設置です。周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた一角で、東側に田，西側に田，南側に山林，北側に水路を挟んで田となります。管理状況は、除草管理がされており、良好な状態でございました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則許可できるものと見てまいりました。周辺農地

への影響は、特にないものと見てまいりました。

続きまして、番号213番、214番を報告します。転用目的は宅地分譲、位置指定道路の設置です。周辺の状況ですが、宅地と農地に囲まれた一角で、東側に田、西側に田と畑、南側に田、北側が水路を挟んで田となります。管理状況は、こちらも除草管理されており、良好な状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、特にないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号215番を13番委員、報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号215番を報告いたします。転用目的は砂利採取の一時転用です。申請地周辺の状況は、田に囲まれた農振地域の一角で四方が田んぼです。申請地の管理状況は、昨年稲刈りをした跡が見られました。申請地の農地区分は、農振農用地で原則不許可だが、1年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に許可できるものです。申請地の周辺農地への影響は特に問題はありません。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号204番についてですが、調査員から既にアスファルト舗装されているとの報告がありました。何らかの措置というものが必要になると思いますが、その前にこれに至った経緯などを事務局から説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

それでは、番号204番の経緯について説明いたします。こちらにつきましては、

位置図でいいますと、西側の飲食店の所で譲渡人が約20年前にコンビニエンスストアを経営しておりました、それと同時期に申請地でカラオケボックスを設置して営業していたということです。その後、コンビニとカラオケボックスの経営が思わしくなくなり、中古車販売業者の方に申請地を賃貸しておりました。しかし、中古車の販売方法もネット販売が中心となり、賃貸契約も解約となったところに、今般、譲渡人の友人である譲受人が売買により取得して新たに中古車販売業をやりたいということで、申請に至ったものです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

20番委員，よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

了解しましたが，無断転用でありますので，何らかの措置は必要になると思います。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後 2 時 35 分から午後 2 時 42 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，再開いたします。休憩中に委員の方々から意見がありました。6番委員，まとめをお願いします。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号204番に関しまして，現地調査委員より既にアスファルト舗装がされ使用されているという報告がございました。質疑に入りまして，20番委員より無断転用ではないかとの指摘があり，経緯等を事務局より説明していただきました。休憩中地元委員並びに21番，16番委員より質疑，説明等をしていただきました。今回の審議の結果といたしましては，譲渡人に対して会長並びに宮城県知事宛てに始末書の提出を求めていただきまして，宮城県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま，6番委員よりまとめていただきましたが，番号204番に関しては，譲渡人より会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して，県に進達してよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号209番ですが、調査員の報告で既に建築資材置場として使用しているということでしたが、経緯等詳しく説明していただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局，説明をお願いします。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

番号209番について説明いたします。まず，譲受人と譲渡人の関係は，議案書記載のとおりで，譲渡人が譲受人の代表取締役となっております。また，申請地は，以前から登記簿上で山林であり，かつて現況も山林でした。数年前に譲渡人の父が山を切り崩して，東日本大震災当時まで畑として利用し，近隣の農家の方が大豆を栽培したこともあったそうです。それにより，登記簿上は山林ですが，農業委員会の農地台帳は現況主義ですので，登載されたものと考えられます。なお，東日本大震災後は土木事業者である譲受人の震災復興復旧関係の仕事量の増加に伴いまして，事務局もこの申請地に近いことから，資材置場として利用し，現在に至ったとのことです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

18番委員，よろしいですか。

18番（高橋順子委員）

事務局から説明がありましたが，皆さんの意見を聞かせていただきたいと思っています。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後2時48分から午後3時11分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，再開いたします。議案番号209番について，休憩中に委員の方々から意見がありました。6番委員，まとめをお願いします。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号209番に關しまして、現地調員から既に土木資材等が置かれて使用されていたという報告がございました。18番委員より経緯等の質問があり、事務局より説明をいただきましたが、休憩を入れまして委員各位よりご意見を頂戴して審議していただきました。結果といたしましては、譲受人から会長宛てに始末書の提出をしていただきまして、後ほど事務局より常設審議委員会の現地調査まで撤去等の指導をしていただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、6番委員よりまとめていただきましたが、番号209番に關しては、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して進達することといたします。そのほか質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号210番についても、既に車庫が建っていたということですが、事務局から説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

それでは、番号210番の経緯について説明いたします。位置図を見ていただくと、今回の申請地の真上に建っている車庫が無断転用となる建物になりますが、この車庫の北側にあるのが作業場で、この作業場の東側に居宅がございます。また、譲受人の自宅敷地に入る門道がありまして、この居宅を新築するための建築確認申請の際に、測量を実施したところ、一つは門道の東側にある今回の申請地に既に門道の一部が設置してあることと、もう一つは今回申請の車庫の一部が農地の上に建っていることが判明したもので、門道については、数年前の非農地証明願で対応したところですが、今般、車庫部分の分筆登記が完了したことから、登記地目を現状に変更するために申請に至ったものです。なお、この車庫は廃材を利用して建築したもので、業者が計測を怠って建築してしまったとのことです。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

22番委員、よろしいですか。

22番（鈴木 至委員）

何らかの措置が必要と思いますが、皆さんいかがでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

22番委員から、何らかの措置が必要ではないかというご意見でございます。
そのほか皆さんから何かございませんか。暫時休憩します。

〔午後3時17分から午後3時18分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。それでは、6番委員からまとめをお願いします。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号210番に関しまして、現地調査員から既に車庫が建っているというご報告をいただきました。審議に入りまして、22番委員から経緯等の質疑があり、事務局より経緯を説明していただき、22番委員より何らかの措置が必要ではないかというご意見がございまして、休憩を入れ、各委員にご意見をいただきました。結果といたしましては、譲渡人から会長並びに宮城県知事宛てに始末書の提出を求めていただきまして、無断転用である旨の意見を付して宮城県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、6番委員よりまとめていただきましたが、番号210番に関しては、譲渡人より会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して進達することとしたいと思います。そのほか質疑ございませんか。

〔「ございません」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第73号番号203番1か件を除いた番号199番から215番までの16か件のうち、無断転用である番号204番、209番、210番の3か件を除いた13か件を意見相当と認め県に進達し、番号204番は譲渡人から、番号209番は譲受人から、番号210番は譲渡人から、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。また、議案第71号番号249番、251番の2か件を了と決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第73号番号203番1か件を除いた199番から215番までの16か件のうち、無断転用である番号204番は譲渡人より、番号209番は譲受人より、番号210番は譲渡人より会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付し、この3か件を除いた13か件を意見相当と認め、県に進達いたします。また、議案71号番号249番、251番の2か件を許可と決定し、農地法第5条第1項の許可が県より交付されたのと同時に許可書を交付するものいたします。ここで、3時35分まで暫時休憩いたします。

〔午後3時23分から午後3時35分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。議案第74号農地転用事業計画変更承認申請について、番号59番1か件と、関連案件である議案第73号番号203番1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告させていただきます。議案第73号番号203番について、10番委員報告をお願いします。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号203番、転用目的は居宅建築です。周辺の状況は、西側が河川であり、そのほか三方は宅地です。管理状況は、除草管理がされておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、特にないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第74号番号59番1 案件と、関連案件である議案第73号番号203番1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「ございません」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第74号番号59番1 案件と関連案件である議案第73号番号203番1 案件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第74号番号59番1 案件と、関連案件である議案第73号番号203番1 案件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第75号農業経営基盤強化促進法第18条第1 項の規定による決定について、番号798番から839番までの42案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号802番、804番の2 案件については●番委員に関係する案件であります。この2 案件を先に審議してよろしいか、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、議案第75号番号802番、804番の2 案件について先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。●番委員、退席願います

〔●番 ●●●● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

番号802番、804番の2 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号802番、804番の2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第75号番号802番、804番の2か件を承認いたします。

●番委員の入室を認めます。

〔●番 ●●●● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号798番から839番までのうち、番号802番、804番の2か件を除いた40か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木 至委員）

22番です。番号805番について、斡旋担当委員として、これは質問ではなく周知徹底のお願いを申し上げます。先月の総会で公社の買い入れを審議した案件でございます。その際、私は元々の耕作者が買い入れると思って質問はしませんでした。しかし、実際はこの議案書に記載されている地区外の方が買うことになりました。先月の総会后に事務局から内容を聞いて、地区内で農地を斡旋できるように少し動いてみましたが、実際はもう遅い状況でした。買い入れしたい方もたくさんおられた農地です。仮にも斡旋担当委員として名前が掲載されている以上は、地区内から疑問があがるような案件について事前に情報を教えてほしいと思います。でなければ、地域の農業は壊れる恐れもありますし、斡旋担当委員も責めを期すると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

ただいまご指摘いただきましたこの土地に関しては、確かに地区外の方が購入されたという経過になってございました。今の意見を踏まえまして、こういった場合速やかに担当の斡旋委員の方に周知を徹底したいと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第75号番号798番から839番までのうち、番号802番、804番の2か件を除いた40か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第75号番号798番から839番までのうち、番号802番、804番の2か件を除いた40か件について承認し、先に審議した2か件と併せた42か件を市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第76号非農地証明願について番号12番から14番までの3か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告をいたします。番号12番、13番を12番委員、報告をお願いいたします

12番（渋谷裕子委員）

12番です。番号12番を報告します。申請地の状況は、宅地と農地に囲まれた一角で倉庫が建っておりました。倉庫裏に人が1人通れるほどの細い通路です。倉庫は令和3年度資産証明から昭和63年に建てられたものと確認され、20年以上経過していることが証明されております。

次に、13番を報告します。申請地の状況は、アスファルトが敷かれていて、通路として使用されておりました。平成10年11月に隣接する建物が登記されていることが確認できましたので、20年以上経過していることが証明されております。以

上です。

19番（中條泰洋委員）

番号14番を13番委員，報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号14番を報告します。申請地の状況は，細い路地を入れて袋になった空き地の部分が農地であり，そこに平屋の小さな住宅が建っておりました。20年以上経過していることの証明となるものは，昭和53年登記目的の所有権移転がなされておりました。その後も増築したり改築したりして，昔から住宅として利用し現在に至っているようです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号12番から14番までの3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第76号番号12番から14番までの3か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第76号番号12番から14番までの3か件について，農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第77号大崎市空き家に付属した農地の指定について，番号2番1か件について，審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査員より報告をお願いいたします。農地委員長，よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告いたします。番号2番を13番委員、報告をお願いいたします

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号2番、ご報告いたします。申請地は、住宅と農地に囲まれた場所にあります。北側に住宅、東側に道路を挟み門道、門柱、西側に畑、南側に水路を挟み道路がありました。申請地の管理状況ですが、雪に覆われて作物は見えませんでした。平らになっており荒らさずに管理されているように見受けられました。居住者が営農することが適切と判断する理由といたしましては、畑の周りは住宅から続く生垣に囲まれた住宅敷地の一部にあり、南側の生垣の外は水路があり、他人が入れるような状況ではありませんでした。東側の門柱より入らないと耕作できない状況であり、居住者が営農するのが適切と判断いたしました。以上です。

9番（中條泰洋委員）

以上で報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号2番1案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第77号番号2番1案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第77号番号2番1案件について、空き家に附属した農地として指定いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員から報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[事務局から連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか，連絡事項ございませんか。事務局。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[事務局から連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか，連絡事項ございませんか。なければ，以上で本日の審議事項並びに協議事項については，全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜りまして誠にありがとうございました。これで，座長の座を降りさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一局長補佐）

これをもちまして，令和3年度第11回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時00分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年2月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 高 橋 英理子

委 員 佐々木 俊 通